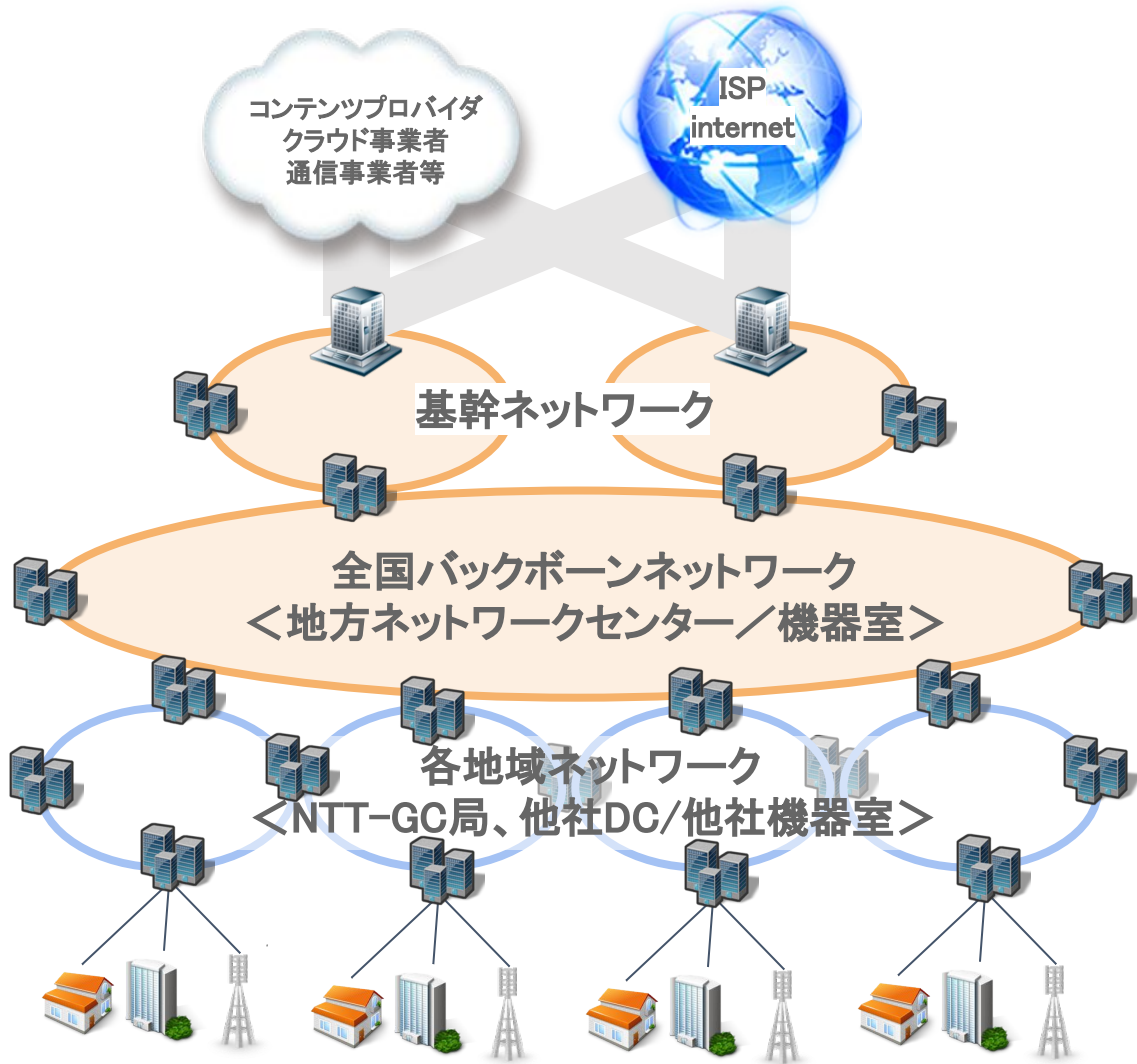


# 光ファイバ整備の円滑化のための 収容空間等の設備状況の開示等について

ソフトバンク株式会社  
技術渉外部  
2024年2月16日



## ◆ネットワーク構築

- ・自社、他通信事業者、電力、道路、鉄道、海底を複合的に利用し、自社ネットワークセンター間を結ぶ盤石な通信インフラを構築
- ・国土交通省の管路(情報BOX、電線共同溝)、NTT東日本・西日本の管路および鉄道事業者の管路等を利用させていただくとともに、管路等が利用出来ない区間は自社にて管路構築

## ◆自社設備の貸与

- ・平成13年4月1日に総務省より施行された「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に準じた運用を実施中
- ・自社で構築している光ファイバ・管路は自社センター接続を目的としており、他社に貸与できる空き芯線、空き空間は限られている状況です(数十区間)。他事業者からの問い合わせも年間数件程度で貸与実績も累計数件程度となります。

ソフトバンクはHPの入力フォームから申請を頂くことで受付しており、  
必要に応じて申請事業者との個別協議を行い、条件等の確認を実施しております。

<https://www.softbank.jp/biz/info/kanro/>

SoftBank 法人のお客さま

お知らせ

## 管路使用申込および契約条件などについて

### 1. 基本的考え方

平成13年4月1日に総務省より施行された「公益事業者の電柱・管路等に関するガイドライン」に基づき、ソフトバンクが所有する管路への電気通信事業者の線路敷設に係る申込手続きおよび契約条件などについて、以下により行うこととします。

なお、この手続きおよび条件等はソフトバンクの管路に線路敷設を希望するすべての事業者様に公平に適用し、特定の者を偏重するなどの差別的な取り扱いを行わないこととします。

### 2. 使用申込

#### (1) 基本契約の締結

個別区間の協議の際、基本事項については予め確認しておき、協議時間を短縮するために、「管路の共同収容に関する基本契約」を締結させていただきます。

#### (2) 調査について

- 調査依頼書の提出  
以下の必要事項を記載した「管路の共同収容調査依頼書」（別紙1様式第1）を申込窓口へ提出していただきます。
  - 使用を希望される管路区間  
(地図での明示もあわせてお願いいたします。)
  - 設置予定設備の概要  
(ケーブル外径・心線数等)
  - 使用開始希望時期と使用希望期間
  - その他調査の際に考慮が必要な事項
- 調査の回答および期間  
調査依頼書を受領してから原則2ヵ月以内に、希望される管路の使用が可能な場合にはそのルートと概算費用等を、使用が困難な場合にはその具体的な理由等を、調査を依頼された事業者様に回答します。  
なお、調査期間は、調査する距離やエリアの規模に応じて左右される場合があります。その場合、回答時期、方法などについて協議させていただきます。
- 使用条件  
3(2)項に示す問題がある場合を除き、管路の使用は可能です。
- 調査費用

SoftBank

## 当社が保有する管路等の使用権の協議を希望される認定電気通信事業者様のお問い合わせ

「公益事業者の電柱・管路等に関するガイドライン」に基づき、当社が保有する管路等の使用権の協議をご希望される認定電気通信事業者様は、以下のご入力をお願い致します。

内容確認後、入力いただいたご連絡先に、担当部門より連絡をさせていただきます。

※「必須」項目は必ずご入力ください。

貴社名 **必須**

例) ソフトバンク株式会社

郵便番号 **必須**

例) 105-7529

都道府県 **必須**

例) 東京都

市区郡 **必須**

例) 港区

町名番地・建物名 **必須**

例) 海岸一丁目7番1号

部署 **必須**

例) 人事部採用課

役職 **必須**

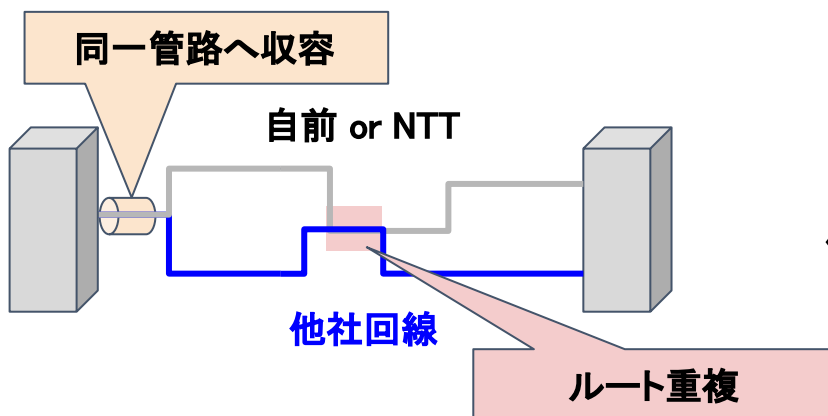
選択してください

拠点間でルート冗長が必要な場合、異なる事業者の回線を利用して構築ケースがあり、ビル入線管路が同じ、または途中経路が同一ルートとなっている可能性があります。回線、管路ルートが非開示の場合は、必要に応じてNDA契約締結し、個別協議を実施させて頂いております。

## 2拠点接続(冗長構成)の例

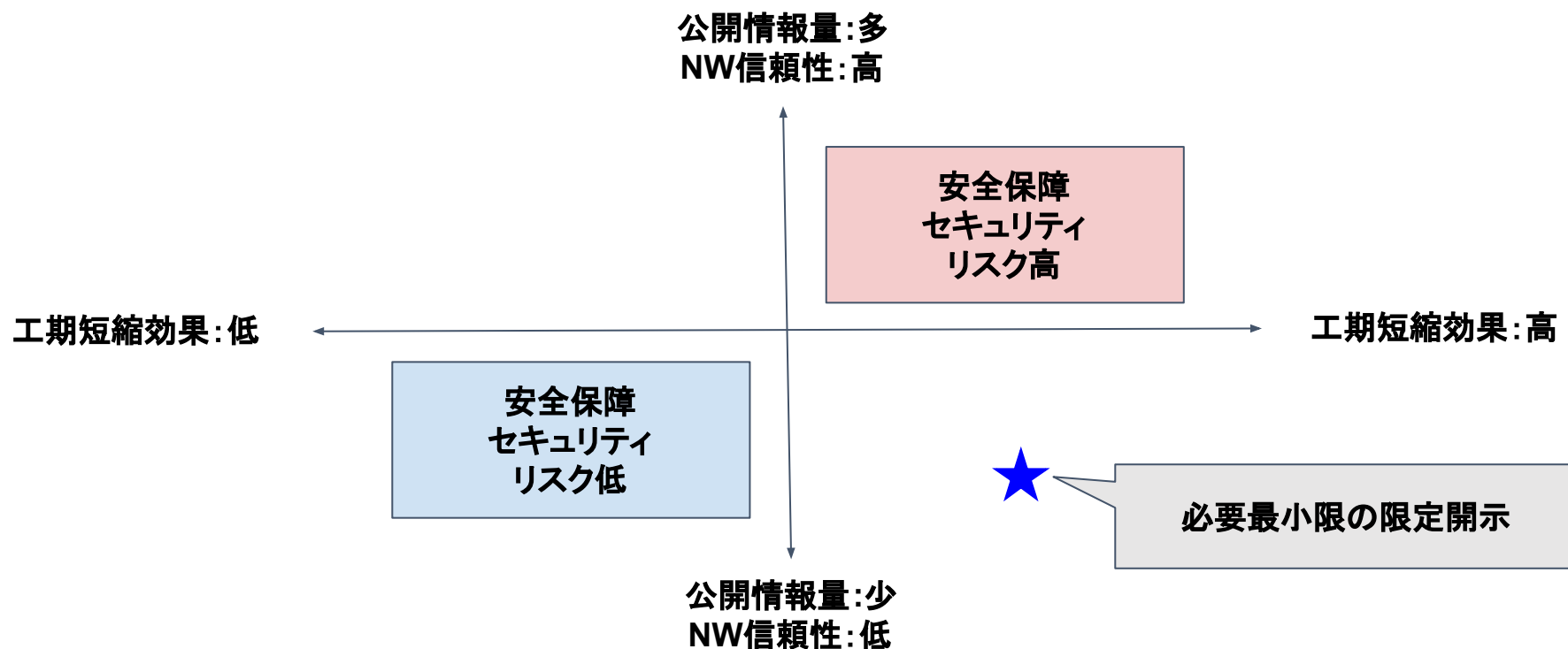


回線事業者を別にすることで2ルート化

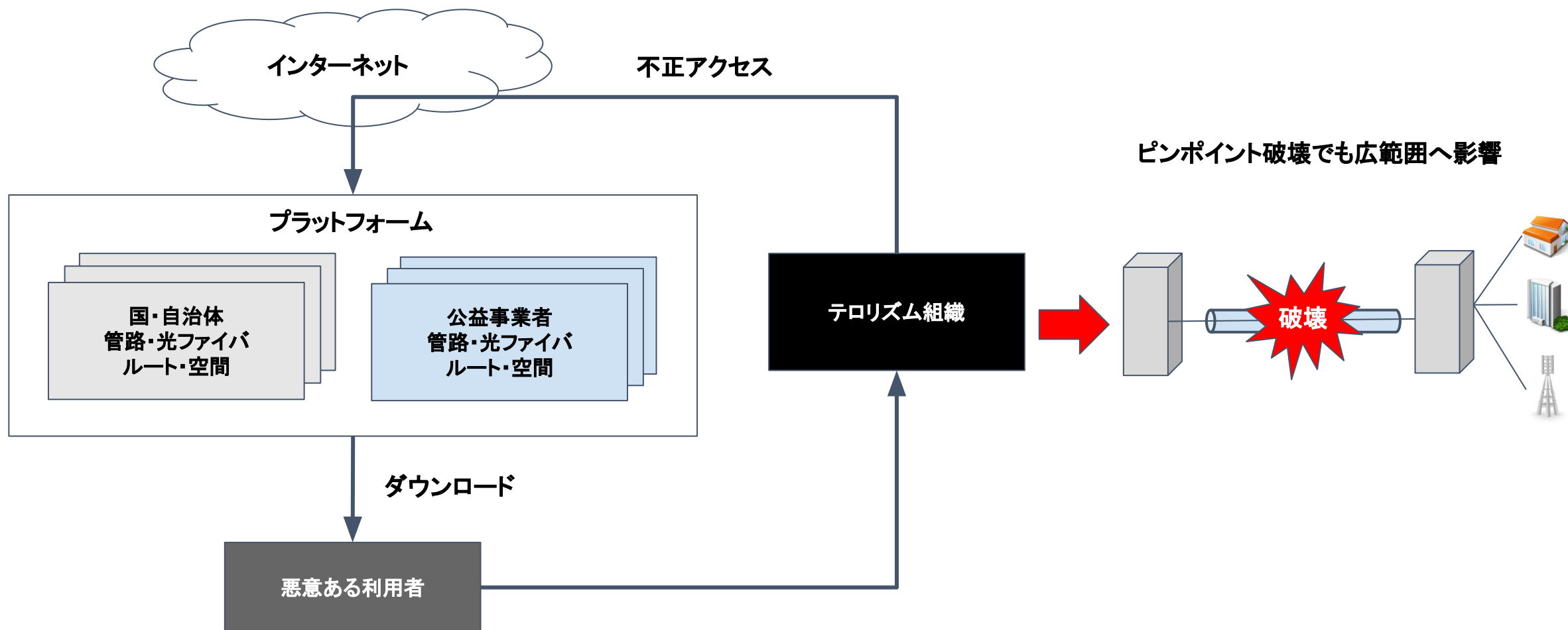


個別協議により確認

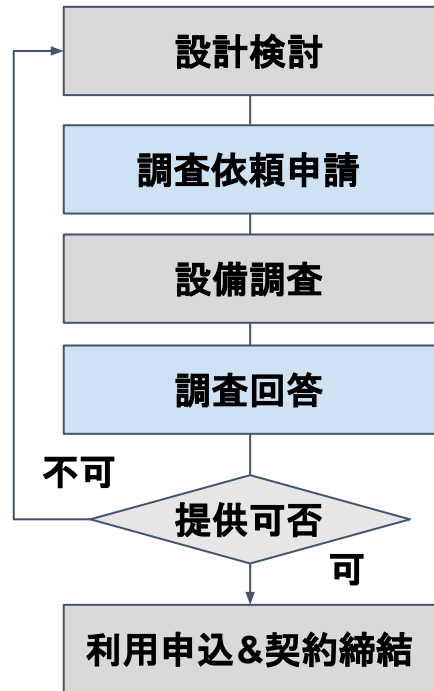
ネットワークの信頼性向上のため、管路および光ケーブルの構築に日々膨大な労力をかけて構築を進めており、情報開示がより多くなることは、工期短縮の改善につながる効果が期待できます。  
一方で容易に経路が把握出来ないことは、**安全保障等のリスク分散の一因**にもなっており、**多くの情報をプラットフォームへ掲載することは、リスクが高まることを懸念しております。**



インターネットでの情報開示は、悪意ある利用者や不正アクセスにより、情報漏洩リスクが高まり、テロリズム等の犯罪グループが入手した情報からピンポイントで破壊した場合でも、甚大なサービス影響に及ぶ可能性があると考えています。



弊社としては相対での情報開示が原則と考えておりますが、  
工期短縮に向けて、以下を検討したいと思います。



国交省や他事業者へ提出した申込書様式でも受付可とする

明らかに提供不可の場合は、申込から5営業日で回答  
代替ルートが提案出来る場合(確認希望あり)は、代替ルートも確認の上、回答

## 1. 光ファイバ・収容空間情報の開示の対象者や開示の在り方

1-1	光ファイバ・収容空間情報等の開示の対象者、開示の手段	開示対象者は認定通信事業者に限定し、相対契約(NDA契約)後に個別案件単位で開示することが良いと考えます。
1-2	開示する情報の内容や粒度	個別案件単位で該当する対象区間に限定した開示が良いと考えます。
1-3	情報の開示に要する期間の短縮	弊社が指定する様式以外でも受付を行うことで申込者の負担を軽減し、明らかに提供不可の場合は5営業日までの回答とし、代替ルートが提案出来る場合(提示希望あり)は、あわせて回答出来るように検討します。
1-4	安全保障やセキュリティ、公益事業者の経営上の秘密等への配慮	相対契約を前提とし、必要最低限の情報開示とすることで、安全保障やセキュリティリスクの抑制が可能と考えます。

## 2. 光ファイバ・収容空間情報の開示に係るプラットフォームの在り方

2-1	プラットフォームに掲載する情報の内容	掲載する内容は、各社受付窓口、申請様式のみとする。
2-2	プラットフォームの利用の条件	プラットフォームは利用契約済みの認定通信事業者に限定することが良いと考えます。
2-3	国土交通省が整備するシステムとの連携	構築するシステムのセキュリティ対応状況も踏まえて検討させていただきます。
2-4	安全保障やセキュリティ、公益事業者の経営上の秘密等への配慮	相対契約を前提とし、必要最低限の情報開示とすることで、安全保障やセキュリティリスクの抑制が可能と考えます。



## 3. 光ファイバ・収容空間の貸与に係る手続の円滑化

3-1	申請・使用手続に係る様式の共通化	国や自治体で整理された様式においても、SBで受付可とできるよう検討させていただきます。
3-2	申請・使用手続のWEBによるオンライン化	管路申請について、SBでは既にWebでの受付を実施中となります。

## 4. その他関連事項

4-1	具体的な対応に係るスケジュール等	窓口一覧の掲載は比較的早期に掲載が可能と考えております。 各種様式は、国、自治体の様式の整理後、確認させていただきます。
-----	------------------	---

安全保障、セキュリティ、経営リスク等、情報開示を推進するには課題があると思っておりますが、想定外の災害や事故等においても、影響を最小限とする責務は通信事業者にあると考えております。相対での開示を前提とする考えをご説明致しましたが、重要拠点を接続する冗長回線の構築においては、今後とも関係事業者には個別協議を実施させて頂きたく、ご理解、ご協力をお願い致します。

**End of File**